

特集 《日本弁理士会 知的財産支援センター設立 15 周年記念》

知的財産支援センター設立 15 周年 に当たって

日本弁理士会 知的財産支援センター センター長 **松浦 喜多男**

知的財産支援センターは平成 11 年 4 月 1 日発足して、本年度は 15 周年に当たります。

日本弁理士会が、外に向かって自らの主張を貫くため、またはプレゼンスを向上させるためには、自らが、社会にとって待望される、影響力ある存在でなければならない。そのためには社会貢献を継続的かつ組織的に行う必要があるとの趣旨の下、支援センターが創設されました。

その後 14 年間の活動により、支部とともに、多岐に亘る対外的支援活動を展開してきました。

その結果、国、自治体、教育機関、企業から、様々な評価、要望そして期待を頂いています。支援センターや、各支部の対外支援活動は、確実に、日本弁理士会のプレゼンスの向上に貢献しているといえます。

一方、ご承知のように昨今の弁理士を取り巻く状況は、出願件数の低迷、会員の急速な増加、不況などに起因して、たいへん厳しいものがあり、このことから仕事に直接結びつかない社会貢献に対して、会員の認識や理解が低下しているのではないかと心配しています。しかし、環境の変化があったとしても、支援センターの設立意義が低下することはありません。そのような状況だからこそ外に向かって、日本弁理士会の主張を高らかに打ち出す必要があり、それを支える自負心の根拠を与えるものとしての、継続的社会貢献と弁理士会のプレゼンスの向上は、その意義をますます強めているのではないのでしょうか。

これらの観点に立って、「創設 15 年目の今、設置意義と成果を広く共有し、歩をさらに進めよう！」

という本年度及び来年度に掛けてのスローガンを採択させていただきます。

本誌に掲載された特集記事は、創設当初の志を確認し、15 年の歩みを振り返ると共に、これからの日本弁理士会の社会貢献の有り様を考えようとするものです。これを契機に、支部との協力を強めながら、支援

センター一丸となり、自信と責任をもって対外的支援活動に取り組んでいきたいと、決意しているところです。支援センターの意義と展望を、会員の皆様と共有できれば幸いです。

この機会をお借りし、以下に支援センターの役割と、本年度の活動について以下示させていただきます。

支援センターの役割

<実践活動>

- ・支援協定に基づく具体的支援活動
- ・本会管轄の個別支援
- ・モデル授業などの普及
- ・支部の支援活動への助力
- ・官庁への協力／連携事業
- ・出願援助

<センター機能・シンクタンク機能>

(支援センターの役割は、全国支部化に伴い変化しており、シンクタンクとしての役割が今後、重要になる)。

- ・情報の収集と発信
- ・情報に基づく、支援戦略の企画立案。
- ・支援事業のノウハウの蓄積と支援相談

平成25年度の主な活動

<知財支援協定に基づく高専との事業>

独立行政法人国立高等専門学校機構と H25 年 3 月 14 日に知財支援協定を締結しました。これに伴い、各高専において知的財産教育の充実及び知的財産の活用のための各種セミナー等を実施します。本年度は、ロボコンを題材にエンタメ台本を新規に作成し、全国 9 高専を回る予定です。

<地域知財支援事業>

知財支援協定に基づき、地域の活性化と産業の振興のための各種セミナー及び相談会等を実施していま

す。これまで締結した先は、17 道県，4 市（2013/10/22 現在）です。

<特許出願等援助事業>

資力に乏しい個人，中小・ベンチャー企業及び TLO，並びに設立間もない中小企業を対象として，特許出願，実用新案登録出願，意匠登録出願費用を援助しています。

また，特許出願等復興支援制度への協力として，申請案件の審査を行っています。

<中小・ベンチャー企業への支援事業>

- ・知財の重要性を平易に理解してもらうため，寸劇を用いた「エンターテイメントセミナー」を実施しています。
- ・知財の普及啓発を図るため「知的財産フォーラム」を各地で開催しています。
- ・全国展，地方発明表彰及び県発明展を通じて，中小・ベンチャー企業の有用な発明を表彰し，発明の奨励に寄与しています。
- ・地方自治体が行う知財に関する補助金・助成金制度の調査を実施し，その調査結果を当会ホームページ

に掲載しています。

<大学等への支援事業>

- ・大学・高専等からの要請に基づいて，学生・教育関係者に対するセミナー等の啓発活動を行っています。
- ・小・中・高校生に対する知財教育を目的として，電子紙芝居を用いた「出張授業」を実施しています。
- ・「パテントコンテスト」及び「デザインパテントコンテスト」の開催にあたり，学生並びに生徒を受講対象として大学・高専・高校において応募前セミナーを実施します。

<官庁等との連携事業>

特許庁，各経済産業局，文科省及び（独）工業所有権情報・研修館等と連携して，全国で開催されるセミナー・相談会に適宜弁理士を派遣したり，共催でセミナー等を開催しています。

また，知財総合支援窓口の運営につき，特許庁に協力しています。

以上

（原稿受領 2013. 12. 11）

